

## 低入札価格調査の運用について

令和5年4月1日改正

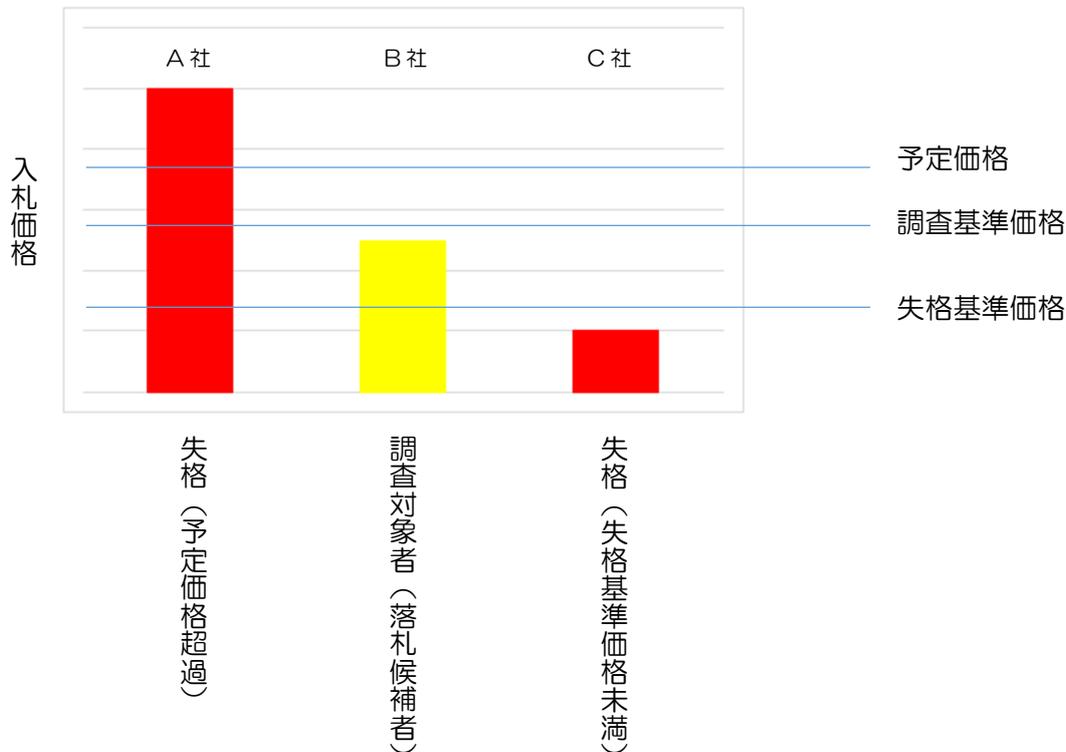
公共工事の安定的な品質確保を図るダンピング対策の一つとして低入札価格調査制度があります。

### 1 低入札調査価格制度とは

予定価格に対して調査基準価格と失格基準価格を設定し、調査基準価格未満失格基準価格以上の入札価格を提示した落札候補者に対して契約の内容に適合した履行ができるかを審査する制度です。

調査の結果失格となった入札者の入札は無効となり、次順位の入札者を落札候補者とします。

※低入札価格調査制度のイメージ



### 2 低入札価格調査の対象となる案件

- ① 予定価格5000万円以上の一般競争入札案件で適当と認める建設工事
- ② 総合評価方式一般競争入札を実施する建設工事

### 3 調査基準価格の算定方法

次の①から④の額の合計額を調査基準価格とします。

- ① 直接工事費（材料費及び機器費含む） 100分の97

- ②共通仮設費（率計上と積上分の合計） 100分の90
- ③現場管理費 100分の90
- ④一般管理費（契約保証費含む） 100分の68

※前記の算定方法で算出した調査基準価格が次の場合はそれぞれに示す額となります。

①予定価格（税抜）の100分の92を超える場合100分の92（1万円未満切り捨て）

②予定価格（税抜）の100分の75を下回る場合100分の75（1万円未満を切り上げ）

#### 4 入札価格が調査基準価格を下回った場合

落札の決定を保留し落札候補者を調査対象者として低入札価格調査を実施します。

#### 5 調査方法

調査は予備調査と本調査に分かれます。

##### （1）予備調査

調査対象者の入札時に提出された工事内訳書の積算が予定価格の算出基礎となった額に対して次の数的判断基準に該当するかを調査します。

##### ・ 数的判断基準

①直接工事費100分の92未満

（機械器具設置工事、電気工事及び電気通信工事は100分の77未満）

②共通仮設費100分の85未満

③現場管理費100分の85未満

④一般管理費100分の45未満

①～④の数的判断基準のいずれかに該当するときは調査対象者を失格とし、低入札価格調査を終了します。

##### （2）本調査

予備調査の結果数的判断基準のいずれにも該当しないときは本調査に移行し、調査対象者に以下の書類の提出を求めます

①積算理由等申出書

②入札価格積算内訳書

③建設副産物の処理に関する状況

④手持ち工事等の状況

⑤対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等の地理的關係

- ⑥手持ち資材の状況
- ⑦資材調達先と入札者の関係
- ⑧手持ち機械の状況
- ⑨労務者の確保と具体的な見通し
- ⑩技術者の配置計画
- ⑪安全対策の計画
- ⑫過去に施工した公共工事
- ⑬下請負契約（一次）の予定
- ⑭前各号に定めるもののほか、入札執行者が必要と認める書類

### （３）落札者とする場合

本調査の結果、調査対象者が契約の内容に適合した履行が確保されると認められるときは調査対象者を落札者として決定します。

### （４）落札者とししない場合

①調査対象者が書類の提出をしないとき、または市による書類の内容の聴取に応じない場合。

②審査の結果、契約の内容を履行することができないとされた場合。

## 6 失格基準価格の算出方法

調査基準価格の100分の92

## 7 失格基準価格を下回る入札をした場合

入札者を失格とし、入札を無効とする。

※赤文字下線部が今回の改正部分です。